

## 熊本県職員内部通報制度の令和5年度の運用状況について

熊本県職員内部通報制度（平成18年4月1日運用開始）の令和5年度の運用状況は次のとおりです。

### 1 内部通報の状況

通報件数	受理件数	不受理件数
2件	2件	0件

### 2 処理完了した事案の概要

受付日	通報内容	調査結果等
R5.6.20  【受付者】 外部調査員	県、事業用地提供者、代替地提供者による三者契約において、契約書どおりの登記がなされなかったにも関わらず、代替地提供者に土地代が支払われ、譲渡所得税の減免がなされた。	・「代替地代金は熊本県用地事務取扱要領を適用して支払ったもの」 「契約は当事者間の合意により変更可能」とする県の見解は不合理とまではいえない。 ・代替地提供者は交換により所有者となった土地を代替地として提供しており、社会通念によって理解すれば、代替地提供者であると理解されるので譲渡所得税の減免措置に県が協力したことは違法ないし不当とまではいえない。